



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに関する 縦覧等のお知らせ

平成18年11月24日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「(仮称)クレストフォルム矢向計画に係る事後調査報告書(工事中)」の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都千代田区大手町二丁目1番1号 株式会社 ゴールドクレスト 代表取締役社長 安川 秀俊
	指定開発行為の名称	(仮称)クレストフォルム矢向計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第2種行為) 大規模建築物の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区塚越四丁目345番 区域面積:29,130.05㎡(工業地域)
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	計画戸数:752戸、計画人口:2,256人、最高高さ: 58.35m、延床面積:76,260.22㎡
	指定開発行為の施行期間	平成17年4月~平成19年10月
	環境影響評価の手続経過	平成16年 8月12日 条例環境影響評価準備書公告 平成16年10月27日 条例見解書公告 平成17年 3月16日 条例審査書公告 平成17年 4月 5日 条例環境影響評価書公告
事後調査の項目等	大気質:建設機械の稼働に伴う大気質濃度及び工事用車両の走行に伴う大気質濃度 騒音:建設機械の稼働に伴う騒音レベル及び工事用車両の走行に伴う騒音レベル	
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成18年11月24日(金)から 平成18年12月25日(月)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	幸区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成18年12月25日 (郵送の場合は、平成18年12月25日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm